

東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託のプロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問票上の日付	市收受日	市回答日	書類	項番	内容（原文ママ）	回答
1	令和5年5月19日	令和5年5月22日	令和5年5月23日	仕様書	-	本業務の対象範囲をご教示ください。”都市公園”ということで、「都立公園」や「都市緑地」は対象範囲内、「条例等の公園」は対象外という認識で宜しいでしょうか。	<p>本業務の範囲は、東久留米市都市公園条例に基づく148か所の都市公園が対象となります。また、そのほかの、市が土地を借り上げ公開している「子どもの広場」や東久留米市児童遊園条例に基づく「児童遊園」などの効果的な活用に加え、国・都営住宅・公社所有のいわゆる「団地内公園」も含めたオープンスペースの活用について、仕様書「5 委託予定の内容」に関連した企画提案をすることは可能であると考えています。</p> <p>なお、ご質問のうち「都市緑地」につきましては、都市公園の種類の一つとして認識しております。基本情報として「都立公園」は1箇所、「条例等の公園」は4箇所が存在します。</p>
2	令和5年5月19日	令和5年5月22日	令和5年5月24日	実施要領	-	審査の視点に「会議等の運営支援について」とありますが、予定している会議の開催回数、開催時期、構成員等についてご教示ください。	<p>会議の開催回数、開催時期、構成員等につきましては、企画提案いただく内容やこれまでの事業者における経験により設定されるものと考えています。</p>
3	令和5年5月19日	令和5年5月22日	令和5年5月24日	実施要領	-	提出部数についてご教示ください。見積書・担当者予定一覧・主となる担当技術者及び予定担当者の資格証及びその会社に所属していることがわかるものの写しについては、提出は1部のみという認識で宜しいでしょうか。	<p>ご認識のとおりとなります。</p> <p>ただし、企画提案書と同様に正本1部、副本6部（副本は事業者名、住所等が記入されていないもの）の提出をいただいても差支えありません。</p>